

平成 25 年 1 月 30 日

加盟倶楽部
競技委員長
支配人 各位

関東ゴルフ連盟
競技委員会
委員長代行 野口正三

倶楽部主催公式、準公式競技に於けるアマチュア資格規則遵守について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は連盟活動にご協力を賜り、誠に有り難う御座います。

さて、各倶楽部で開催されております、公式、準公式競技の賞品の提供につきましては、参加選手がアマチュア資格規定違反に抵触する事の無いようにご注意下さい。
アマチュア資格規定では、規則 3-1 に於きまして、賞金やそれと同等のものを受け取るためにプレーすることは、一切禁止されている事であります。
即ち、賞金が設定されている競技で、スタート前に賞金を受け取る権利を放棄する事なく、最初のティーショットをプレーした時点でアマチュア資格規則に違反したことになります。また、75,000 円までは現金の受領は許されとの解釈が聞かれますが、この事は間違った解釈です。ここで言う 75,000 円とは、商品の小売価格の事で現金受領の限度額ではありません。つまり、一切の現金授受は認められません。
つきましては、貴倶楽部内での公式、準公式競技に於いて提供されている賞品の内容につきまして、今一度確認頂き充分にご注意下さい。

尚、詳細につきましては、(公財)日本ゴルフ協会発行の「ゴルフ規則 2013」(付)アマチュア資格規則をご覧くださいませようお願い致します。

敬具